平成２７年（フ）第３０号
栃木県足利市久保田町100番地３
債務者　片岡　正喜
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第１８５号
東京都府中市本宿町２丁目２番地の４栄マンション103号室
債務者　沼澤　純子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３３５号
横浜市金沢区大川７番１―108号
債務者　中村　久志
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９５号
横浜市港北区新羽町643番地１　メゾンおいづか303
債務者　山本　康弘
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９号
静岡県榛原郡吉田町神戸3063番地の５　プランドール神戸Ａ―103号
債務者　石橋　猛士
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月15日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８号
長崎県佐世保市鹿子前町1287番地、前住所長崎県西海市大瀬戸町瀬戸東濱郷306番地
債務者　中坂キヌエ
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
長崎県佐世保市小佐々町黒石525番地１　アートインサンヴェール１―102号、前住所長崎県佐世保市崎岡町971番地２　県営住宅４棟902号
債務者　指方　由美（旧姓板井）
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
長崎県佐世保市小佐々町楠泊654番地、前住所熊本県水俣市ひばりケ丘110番地４
債務者　岡川　由香（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第１０５号
山形県西置賜郡飯豊町大字中536番地、申立時の住所山形県長井市今泉1039番地１スロージャム201号
破産者　嶋津　浩和
1　主文　当裁判所が平成27年１月29日午前10時にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「山形県長井市今泉1039番地１スロージャム201号」とあるのを「山形県西置賜郡飯豊町大字中536番地、申立時の住所山形県長井市今泉1039番地１スロージャム201号」と更正する。
2　決定年月日　平成27年３月30日
山形地方裁判所米沢支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３２５号
静岡県駿東郡清水町堂庭181番地の１　レオパレスデュオ104号、前住所静岡県三島市芙蓉台１丁目９番地の９
破産者　山内　雅治
1　決定年月日　平成27年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２２９号
奈良県桜井市大字上之庄528番地
破産者　山里　宗正
1　決定年月日　平成27年３月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２８７号
熊本市南区八分字町2787番地５
破産者　松川まり子
1　決定年月日　平成27年３月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５７７号
熊本市東区健軍３丁目24番23―501号　健軍グリーンハイツ、前住所福岡県小郡市希みが丘３丁目１番地38
破産者　河原　義昭
1　決定年月日　平成27年３月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１８９６号
名古屋市南区三吉町３丁目43番地
破産者　有限会社ミヨシ建築
1　破産債権の届出期間　平成27年５月１日まで
2　一般調査期日　平成27年６月25日午前10時20分
平成27年３月31日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５号
奈良県宇陀市榛原萩原1703番地
破産者　横田　美幸
1　破産債権の届出期間　平成27年５月８日まで
2　一般調査期日　平成27年５月18日午前11時10分
平成27年４月１日
奈良地方裁判所葛城支部破産係